平成２９年（フ）第６７３号
埼玉県川口市大字榛松768番地の２
破産者　明光資材有限会社
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９０号
千葉県野田市山崎1283番地　（市営住宅西大和田第２団地３号棟404号室）
破産者　長嶋　　誠
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６３９号
千葉県柏市柏６丁目４番７号
破産者　株式会社ジャパンコミュニケーションオフィス
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６４０号
千葉県柏市あけぼの２丁目６番７号
破産者　増田　信泰
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７３５号
千葉県柏市藤心１丁目16番11号
破産者　木下　新治
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８７６号
千葉県松戸市上本郷4106番地の２　メゾン・ドゥ・レジュール106号
破産者　堤　ゆかり
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８９４号
千葉県松戸市松飛台169番地28
破産者　有限会社丸山商会
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８９５号
千葉県松戸市松飛台169番地の28
破産者　丸山　嘉重
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９０８号
千葉県松戸市常盤平４丁目17番地　常盤平公団住宅Ｅ街区24棟307号
破産者　上野　陽三
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８４４３号
東京都港区元赤坂１丁目７―10―501
破産者　林　せつ子
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４６１号
横浜市旭区川井宿町１番地
破産者　株式会社エス・ティー・シー
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１１号
横浜市神奈川区西神奈川３丁目２番地13
破産者　株式会社タイムサービス
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４０９号
大阪府寝屋川市美井元町15番10号
破産者　㐂尾運送株式会社
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２９４号
大阪府東大阪市足代３丁目１番７号リップル布施南ビル
破産者　株式会社ボーサイネットワーク
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５３２号
大阪市西区南堀江２丁目３番18号―901、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区東心斎橋１―13―20カネコマビル３階
破産者　株式会社チャンティーク
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６６８号
名古屋市千種区内山３丁目31番27号
破産者　株式会社アフェクト
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６７０号
大阪市中央区平野町１丁目２番１号ヲ二エイワビル
破産者　株式会社リゾ
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６７３号
大阪市平野区加美北５丁目12番23号
破産者　有限会社エーエスプランニング
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８１７号
大阪府摂津市千里丘１丁目13番27号
破産者　有限会社ＭＯＤＩＳＨ
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２１号
大阪市北区梅田２丁目５番13号
破産者　株式会社アサシヨウ
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４５号
大阪府大阪狭山市池尻自由丘３丁目16番17号
破産者　株式会社サニーランド
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５９０号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目３番２号
破産者　有限会社阪神カンパニー
１　決定年月日　平成30年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係